

山田町商工会
会長 長友 俊美 殿

にくPAY 事業加盟店認定申請書及び誓約書兼同意書の提出にかかる確認書

(1) 申請者は事業実施要綱および加盟店利用規約の内容を確認し、その内容を十分に理解し遵守いたします。

※事業実施要綱および加盟店利用規約の内容は、山田町商工会ホームページもしくは、商工会にて直接お受け取りの上、ご確認ください。

(2) 特に以下の項目について確認しました。

(ア) にくPAY 事業実施要綱第9条（ポイントの使用）を遵守すること。

(イ) にくPAY 事業実施要綱第12条（加盟店の責務）を遵守すること。

(ウ) にくPAY 加盟店利用規約第2条（加盟店の登録資格）を確認すること。

※「インターネットに接続された端末」とは、パーソナルコンピューターなどを指しています。

(エ) にくPAY 加盟店利用規約第7条（ポイント使用取引）を遵守すること。

特に第4項の通り、「原則として加盟店との間でいったポイント使用取引を取消し、又は解除しないものとします。ユーザーが加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は、自らの責任において対応を行うものとします。」を遵守すること。

(オ) にくPAY加盟店利用規約第9条第2項の通り、ポイント取引金額を毎月1日～15日分、16日～末日分で締め、1日～15日分は当該月の末日までに、16日～末日分については翌月の15日までに加盟店が指定した振込先口座に、取扱期間のポイント取引金額を支払うものとします。また3項の通り、加盟店は締め日から3日以内に、にくPAYの管理画面で当該取扱期間における取引履歴を確認し、ポイント取引金額に疑義が生じた場合、発行者に連絡するものとします。

上記の内容について、間違いなく確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印
(法人等にあつては、その名称及び代表者氏名)